

設計委託設計変更ガイドライン

平成30年4月

東京都下水道局

目 次

はじめに	P 1
1 ガイドラインの策定の背景	P 1
2 適用範囲	P 1
3 委託者・受託者の留意事項	P 1
1 設計変更	P 3
1-1 設計変更の対象となり得るケース	P 3
1-2 変更の対象とならないケース	P 4
2 設計変更の対象となる具体的な事例	P 5
2-1 設計図書の表示に不明確な内容がある、又はその作業の施行に当たり、重大な支障をもたらすと考えられる事情が生じた場合	P 5
(1) 図面と仕様書とが一致しない	P 5
(2) 設計図書に誤謬又は脱漏がある	P 6
(3) 設計図書の表示が明確でない	P 6
(4) 設計図書に示された履行条件と実際とが相違する	P 6
(5) 予期することのできない特別な状態が生じた	P 7
2-2 委託者が必要があると認めるとき	P 8
2-3 作業の一時中止又は打切り	P 8
2-4 受託者の責めに帰すことができない理由による履行期間の延長の請求	P 9
3 設計変更の手続	P10
3-1 契約約款第11条第1項関係	P10
3-2 契約約款第12条関係	P11
3-3 契約約款第13条関係	P12
3-4 契約約款第14条関係	P13
3-5 契約約款第15条第1項関係	P14
3-6 契約約款第15条第2項関係	P15
3-7 契約約款第11条、第12条関係	P16
参考資料 契約約款	P19

はじめに

1 ガイドライン策定の背景

設計委託では、委託者が示した作業の目的や履行に必要な条件を基に、受託者が技術力を駆使して高品質な成果品を作成する。

このため、委託者はこれらの条件等をあらかじめ適切に明示する必要があり、受託者においても、その内容を確実に理解した上で、作業を適正に履行することが求められる。

しかし、これらの条件等は、発注後の状況の変化などによって変更せざるを得ない場合又は変更した方がより技術的若しくは経済的に優れ、かつ合理的に履行できる場合もある。そのような場合は、委託者と受託者とが協議し、必要に応じて設計変更するなど、双方の合意と共通認識のもとで、作業が履行されることが重要である。

「設計委託設計変更ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）は、設計委託において、設計変更の対象事項や設計変更に必要な手続などを明らかにすることにより、必要な設計変更を適切に行い、公共工事の品質確保を図ることを目的に策定するものである。

2 適用範囲

「ガイドライン」は、設計委託標準仕様書（水再生センター・ポンプ所用）及び設計委託標準仕様書（管路用）（以下「標準仕様書」という。）に基づいて履行される下水道施設（管きょ、水再生センター及びポンプ所等）に係る設計委託（設計委託契約書によるもの）に適用する。

委託契約の中で実施するその他の作業等も適用の対象とする。

3 委託者・受託者の留意事項

- ・ 委託者は、年度当初の早期発注や債務負担行為の活用等により、適正な契約期間を確保しつつ、発注・作業時期の平準化を図る。
- ・ 委託者は、作業の履行に必要な条件を明示した設計図書（別冊の図面、仕様書（特記仕様書及び標準仕様書をいう。））を適切に作成する。作業の履行に必要な条件とは、基本的な計画条件、具体的な業務内容と数量、関係機関との調整状況、貸与資料のリストとその取扱い等（必要に応じて維持管理に係る条件）をいう。
- ・ 特に、関係機関の許可条件が発注前の想定と異なる場合や関連するほかの作業に遅延が生じた場合など、当初契約時の想定と異なる事態が発生した場合に

はじめに

設計図書の変更が円滑に行えるよう、その前提条件を明示しておく必要がある。

受託者は、作業の履行に必要な設計条件等について確認を行い、委託者はこれに協力する（プロポーザル方式を除く。）。

- プロポーザル方式により、受託者の技術提案が設計図書に反映された場合、委託者と受託者はその内容を確認する。
- 委託者と受託者は、作業工程を共有し、履行期間に影響を及ぼす事由が発生した場合は、契約約款に基づき適正な手続を行う。
- 受託者が現地踏査等で前提条件が異なるなどの事実を発見し、確認を請求した場合、委託者は調査を実施し、必要に応じて設計図書の変更を行う。
- 委託者は、指示等で作業内容の変更などが決定し、作業が進められているにもかかわらず、変更見込金額が著しく増大になることを理由に、設計変更をしないといった行為をしてはならない。
- 受託者は、作業中に疑義が生じた場合や異なる事態が生じた場合は速やかに委託者と「協議」するなど、適切な対応を図る。

1 設計変更

1-1 設計変更の対象となり得るケース

設計委託において、設計変更の対象となり得るものには、以下のようなケースがある。

- ・ 当初発注時点で予期しえなかった関係機関への手続の遅延など、受託者の責めに帰さない事項が確認された場合
- ・ 当初発注時点で想定している作業の着手時期に、受託者の責めによらず、作業に着手できない場合
- ・ 所定の手続（契約約款第11条から第15条まで）を行い、委託者が設計図書の訂正又は変更が必要であると認めた場合
- ・ 設計の基準となる、示方書、指針等が改訂になった場合（改訂に伴い、新たな検討項目の追加により費用増となる場合は、変更協議の対象）
- ・ 受託者の責めによらない履行期間の延長・短縮を行う際に、協議により必要があると認められる場合

契約約款において、設計変更の対象となり得るケースは次のように規定している。

設計変更の対象となり得るケース	契約約款
1 設計図書の表示に不明確な内容がある、又はその作業の施行にあたり、重大な支障をもたらすと考えられる事情が生じているという事実が確認された場合において、委託者が設計図書の訂正又は変更を行う必要があると認められるとき。	第11条第4項
2 委託者が設計図書を変更する必要があると認めたとき	第12条
3 委託者が作業の一時中止又は打切る必要があると認めた場合において、委託者が履行期間若しくは契約金額を変更する必要があると認められるとき、又は受託者に損害を及ぼし必要な費用を負担しなければならないとき。	第13条
4 受託者が自己の責めに帰すことができない事由により作業を完了することができず、その理由を明示して委託者に履行期間の延長を請求するとき。	第14条
5 委託者が、特別な理由により履行期間の短縮を受託者に請求するとき。	第15条第1項

設計変更

6 履行期間を延長すべき場合において、委託者が、特別の理由があることにより、通常必要とされる履行期間に満たない履行期間とすることを受託者に請求したとき。	第15条第2項
7 受託者が行う「設計図書の点検」の範囲を超える作業を委託者が指示したとき。	第11条 第12条

1-2 設計変更の対象とならないケース

以下の場合、原則として設計変更の対象とならない。

- (1) 契約約款第11条から第17条までに定められた手続及び標準仕様書に定められている所定の手続を経していない場合
- (2) 正式な書面による指示等によらないで作業を実施した場合(口頭のみ指示・協議等)
- (3) 設計図書に条件明示のない事項について、委託者と協議を行わず、受託者が独自の判断で作業を実施した場合
- (4) 委託者と受託者との協議が調わない時点で作業を実施した場合
- (5) 「承諾」で作業を実施した場合

※ 承諾とは、受託者が発議した作業実施方法等について担当者に了解を得るものである。設計図書と調査現場との相違や条件明示のない事項等については、契約約款第11条(条件変更等)で処理される必要があり、安易に承諾による作業の実施を認めることは避けるべきである。

2 設計変更の対象となる具体的な事例

2-1 設計図書の表示に不明確な内容がある、又はその作業の施行にあたり、重大な支障をもたらすと考えられる事情が生じた場合

(条件変更等)

契約約款第11条第1項

受託者は、委託者の設計図書の表示に不明確な内容があるとき、又はその作業の施行にあたり、重大な支障をもたらすと考えられる事情が生じた場合は、委託者に通知し、その確認を請求しなければならない。

契約約款には具体的な記載が無いが、一般的に以下の事項が該当すると考えられる。〔工事請負契約書 第17条（条件変更等）参照〕

- ① 図面と仕様書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
- ② 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- ③ 設計図書の表示が明確でないこと。
- ④ 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件と実際の工事現場が相違すること。
- ⑤ 設計図書に明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

(1) 図面と仕様書とが一致しない

〔説明〕

- ・ 受託者は、設計図書を構成する図面、仕様書（標準仕様書及び特記仕様書）及び仕様書において契約図書として定めるその他の資料とが一致しない場合、委託者に発見事項を通知し、当該事実の確認を請求しなければならない。
- ・ 委託者は通知された内容を確認し、必要に応じて設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

〔事例〕

- ・ 図面と仕様書の設計条件等の記載が一致しない場合
- ・ 仕様書と契約図書として定めるその他の資料で適用している基準が一致しない場合等

(2) 設計図書に誤謬又は脱漏がある

〔説明〕

- ・ 受託者は、設計図書の誤謬又は脱漏があると思われる場合、委託者に発見事項を通知し、当該事実の確認を請求しなければならない。
- ・ 委託者は通知された内容を確認し、必要に応じて設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

〔事例〕

- ・ コンクリートの表記で、東京都の略称表記とJIS表記が混在している場合
- ・ 特記仕様書に作業の履行に必要な条件明示がない場合
- ・ 作業の履行に必要な関係機関協議資料に関する条件明示がない場合等

(3) 設計図書の表示が明確でない

〔説明〕

- ・ 受託者は、設計図書の表示が明確でない場合、委託者に発見事項を通知し、当該事実の確認を請求しなければならない。
- ・ 委託者は通知された内容を確認し、必要に応じて設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- ・ 設計図書の表示が明確でないこととは、表示が不十分、不正確又は不明確で、作業の履行に支障が生じる場合などのことをいう。

〔事例〕

- ・ 同時進行の調査結果を用いて検討することは明記されているが、調査結果の貸与期間が明記されていない場合
- ・ 設計図書において、付属物を設計することは記載されているが、条件等が不明確な場合
- ・ 作業の履行に必要な数値等が設計図に未記入な場合
- ・ 関連するほかの作業等との作業範囲が明確でない場合等

(4) 設計図書に示された履行条件と実際とが相違する

〔説明〕

- ・ 受託者は、設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違する場合は、委託者に相違する事項を通知し、当該事実の確認を請求しなければならない。
- ・ 委託者は通知された内容を確認し、必要に応じて設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

設計変更の対象となる具体的な事例

- ・ 自然的な履行条件の例としては、工事現場の形状や設計する構造物の範囲の地形、地質や地下水位等、また、人為的な履行条件の例としては、現地踏査を実施する場合の立入条件、適用基準等が挙げられる。

〔事例〕

- ・ 現地の地形や地質条件が既往成果や委託者が想定していたものと異なっており、検討すべき項目が増えた場合
- ・ 詳細な地質調査や構造計算の結果、構造物の形式そのものを変更する必要があった場合
- ・ 作業履行中に作業対象範囲が災害で被災し、契約時の作業内容による履行が困難となった場合
- ・ 予定していた関係機関との行政手続時期を過ぎても手続が完了せず、設計作業等の続行ができなかった場合
- ・ 関連するほかの作業等の進捗が遅れたため、当該作業の続行ができなかった場合
- ・ その他、新たな制約等が発生した場合等

(5) 予期することのできない特別な状態が生じた

〔説明〕

- ・ 設計図書に履行条件として明示されていないが、作業の履行の前提となる事項について、契約後に予期することのできない特別な状態が生じた場合は、委託者に発生事項を通知し、当該事実の確認を請求しなければならない。
- ・ 委託者は通知された内容を確認し、必要に応じて設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

〔事例〕

- ・ 土質調査で地中障害物が発見され、施工箇所の変更等が必要となった場合
- ・ 土質調査で埋蔵文化財が発見され、対応が必要となった場合
- ・ 関係法令、基準等が変更となった場合等

2-2 委託者が必要があると認めるとき

(設計図書の作業変更)

契約約款第12条

委託者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受託者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、委託者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは契約金額を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

[説明]

- ・ 委託者は、住民要望、周辺環境等の与条件を十分に検討した上で、作業を発注しているが、発注後の事情変化により、設計図書を変更する必要があると認める場合、委託者は変更内容を受託者に通知して、設計図書等を変更することができる。

[事例]

- ・ 周辺住民との協議により、変更する必要があると認める場合
- ・ 関係官公署の行政指導により、変更する必要があると認める場合
- ・ 関連工事との調整により、変更する必要があると認める場合
- ・ 施設の維持管理又は利用方法が具体化したことにより、変更する必要があると認める場合等

2-3 作業の一時中止又は打切り

(作業の中止)

契約約款第13条

委託者は、必要があると認めるときは、作業を一時中止し又は打切ることができる。この場合において、委託者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは契約金額を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

[説明]

- ・ 委託者は、必要があると認めた場合は、作業の一部中止や打切りを行うことができる。
- ・ 委託者は、作業の一時中止や打切りを行わせた場合は、必要に応じて、履行期間の変更や、作業の一時中止や打切りに伴う増加費用等を負担しなければならない。

[事例]

- ・ 第三者の土地への立入り許可が得られなかった場合
- ・ 天災等により、作業の続行が不適當又は不可能となった場合

設計変更の対象となる具体的な事例

- ・ 環境問題等の発生により、設計作業等の続行が不適當又は不可能となった場合
- ・ 委託者が、契約約款第11条第1項に該当する事実を確認し、設計図書の訂正若しくは変更を行う間、作業の続行が不適當又は不可能となった場合等

2-4 受託者の責めに帰すことができない理由による履行期間の延長の請求

(受託者の請求による履行期間の延長)

契約約款第14条

受託者は、自己の責めに帰すことができない事由により履行期間内に作業を完了することができないときは、その理由を明示して委託者に履行期間の延長を請求することができる。

[説明]

- ・ 受託者の責任ではない事由により、履行期間内に作業を完了することができない場合、受託者は委託者に書面により契約期間の延長変更を請求することができる。
- ・ 受託者の責めに帰さない事由とは、第三者の所有する土地への立入りの承諾を得ることができない場合や天災等をいう。
- ・ 委託者は、履行期間を延長させた場合において、必要に応じて、履行期間の変更や履行期間の延長に伴う増加費用等を負担しなければならない。

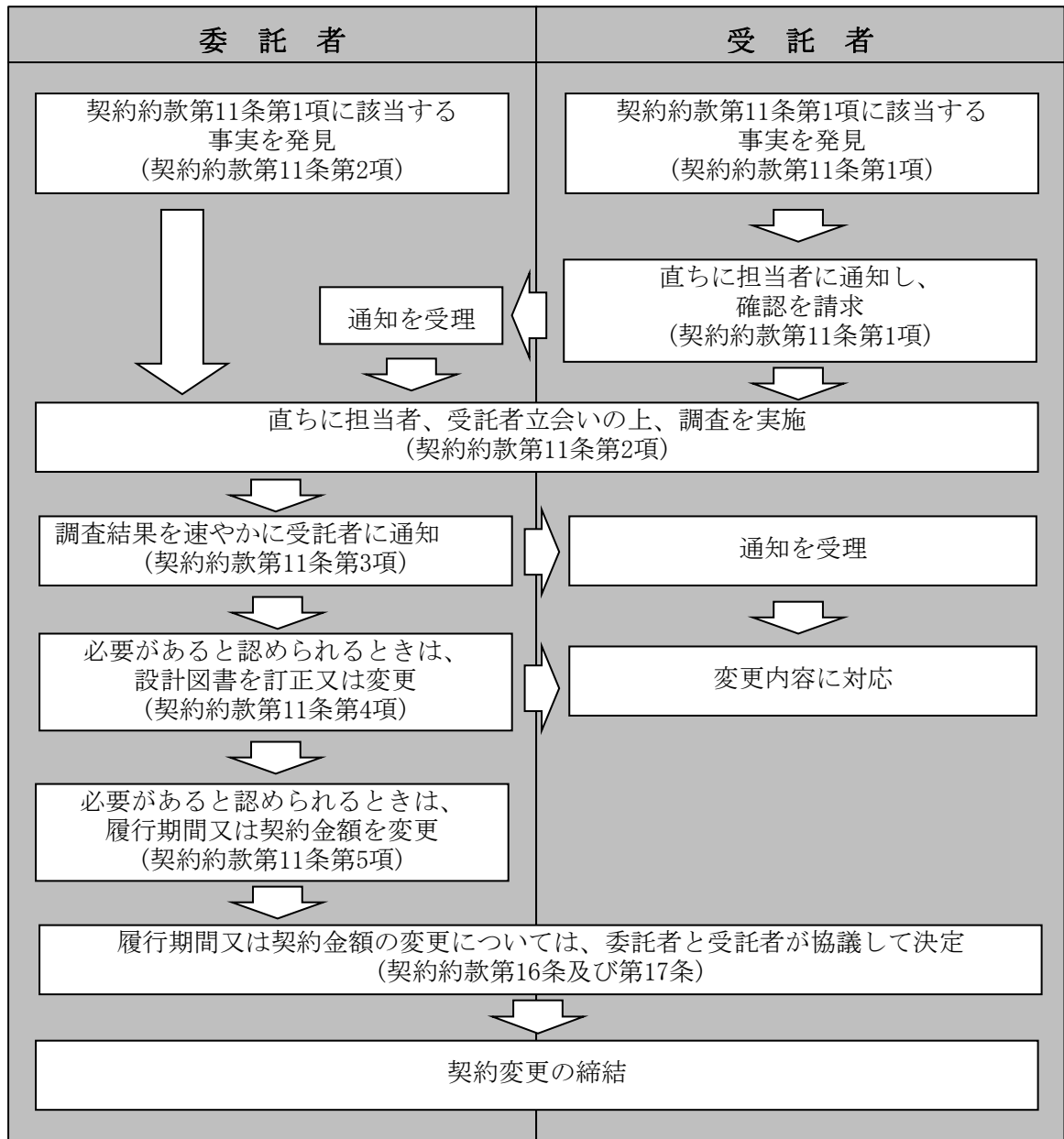
[事例]

- ・ 第三者の土地への立入り許可が得られなかった場合
- ・ 天災等により作業の履行に支障が生じた場合等(雨天時における安全管理等)

3 設計変更の手續

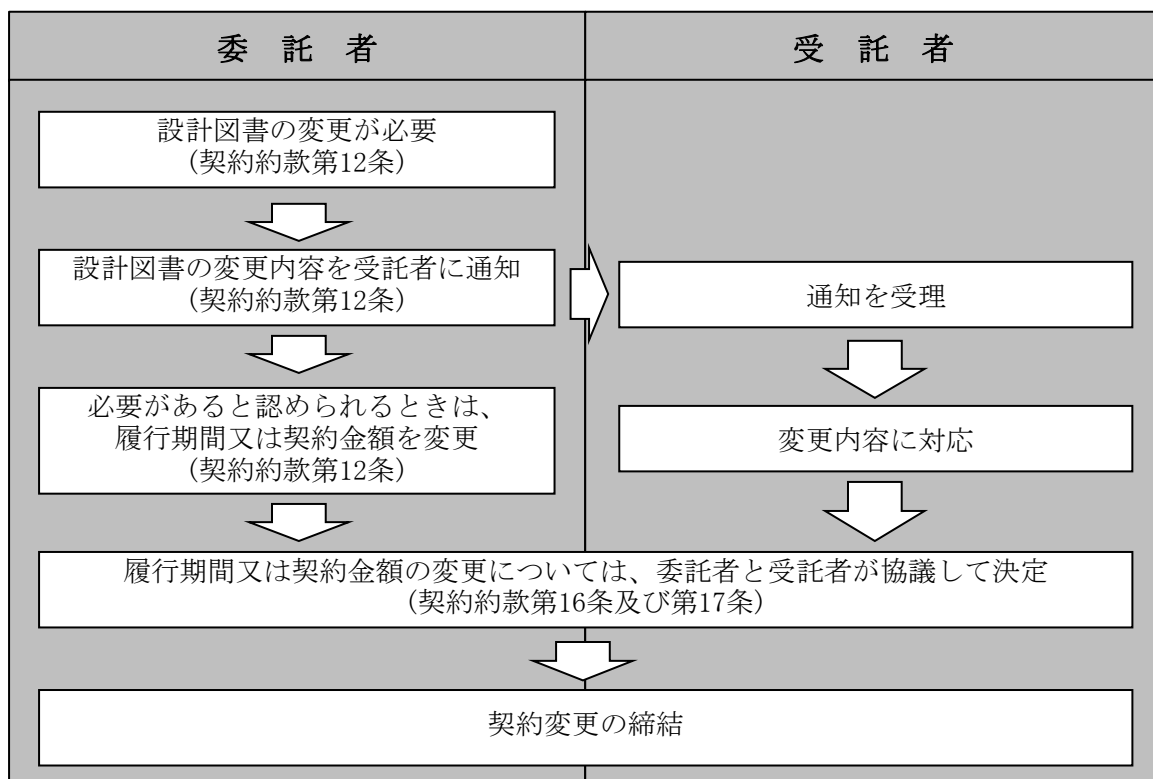
3-1 契約約款第11条第1項関係

- 設計図書の表示に不明確な内容がある、又はその作業の施行にあたり、重大な支障をもたらすと考えられる事情が生じているという事実が確認された場合において、委託者が設計図書の訂正又は変更を行う必要があると認められるとき。



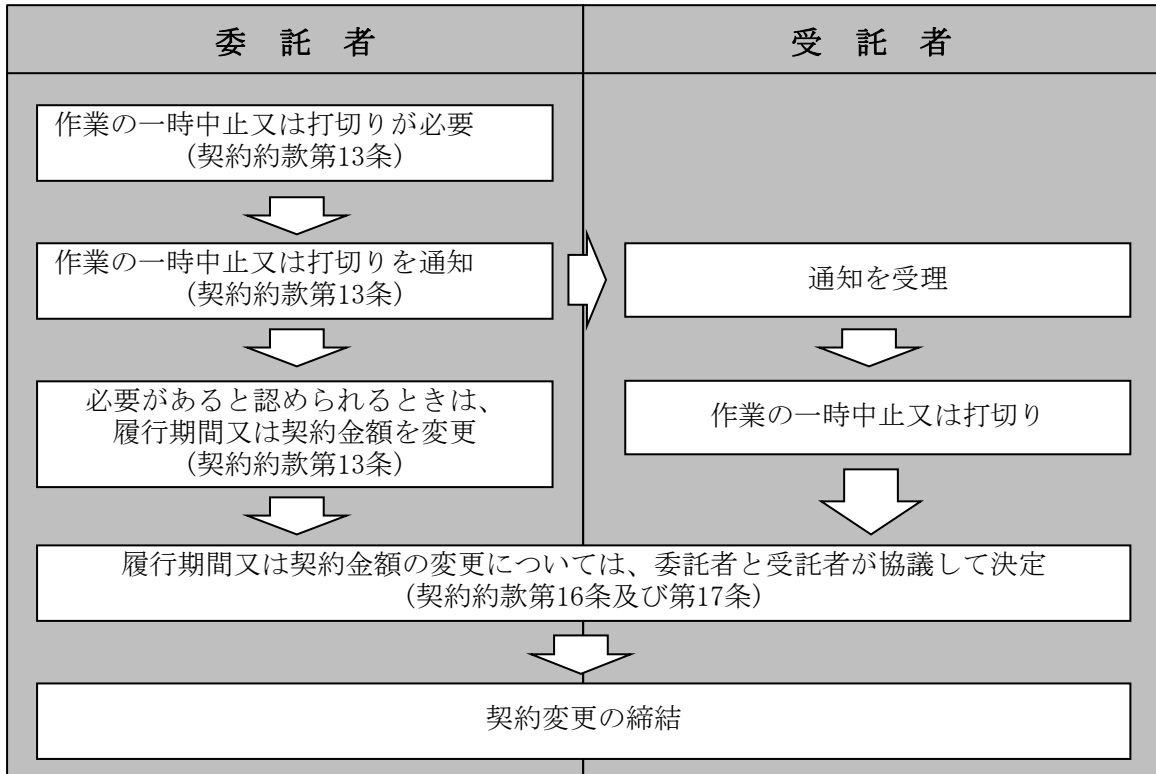
3-2 契約約款第12条関係

- 委託者が設計図書を変更する必要があると認めたとき。



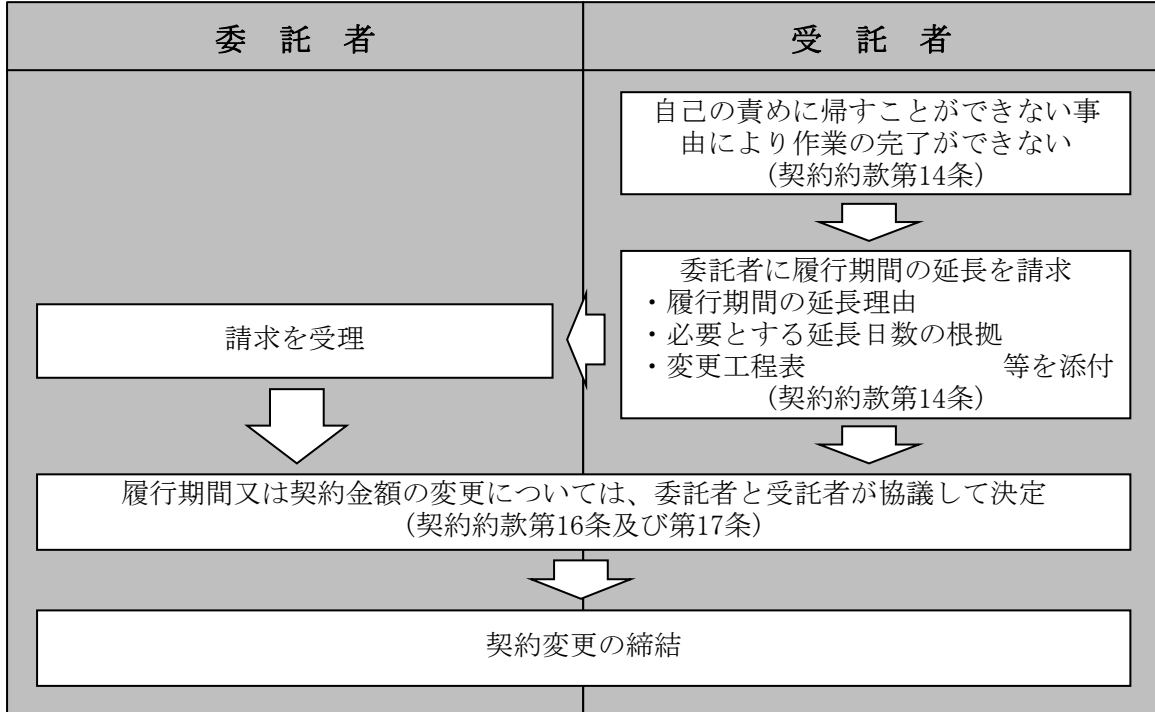
3-3 契約約款第13条関係

- 委託者が作業の一時中止又は打切る必要があると認めた場合において、委託者が、履行期間若しくは契約金額を変更する必要があると認められるとき、又は受託者に損害を及ぼし必要な費用を負担しなければならないとき。



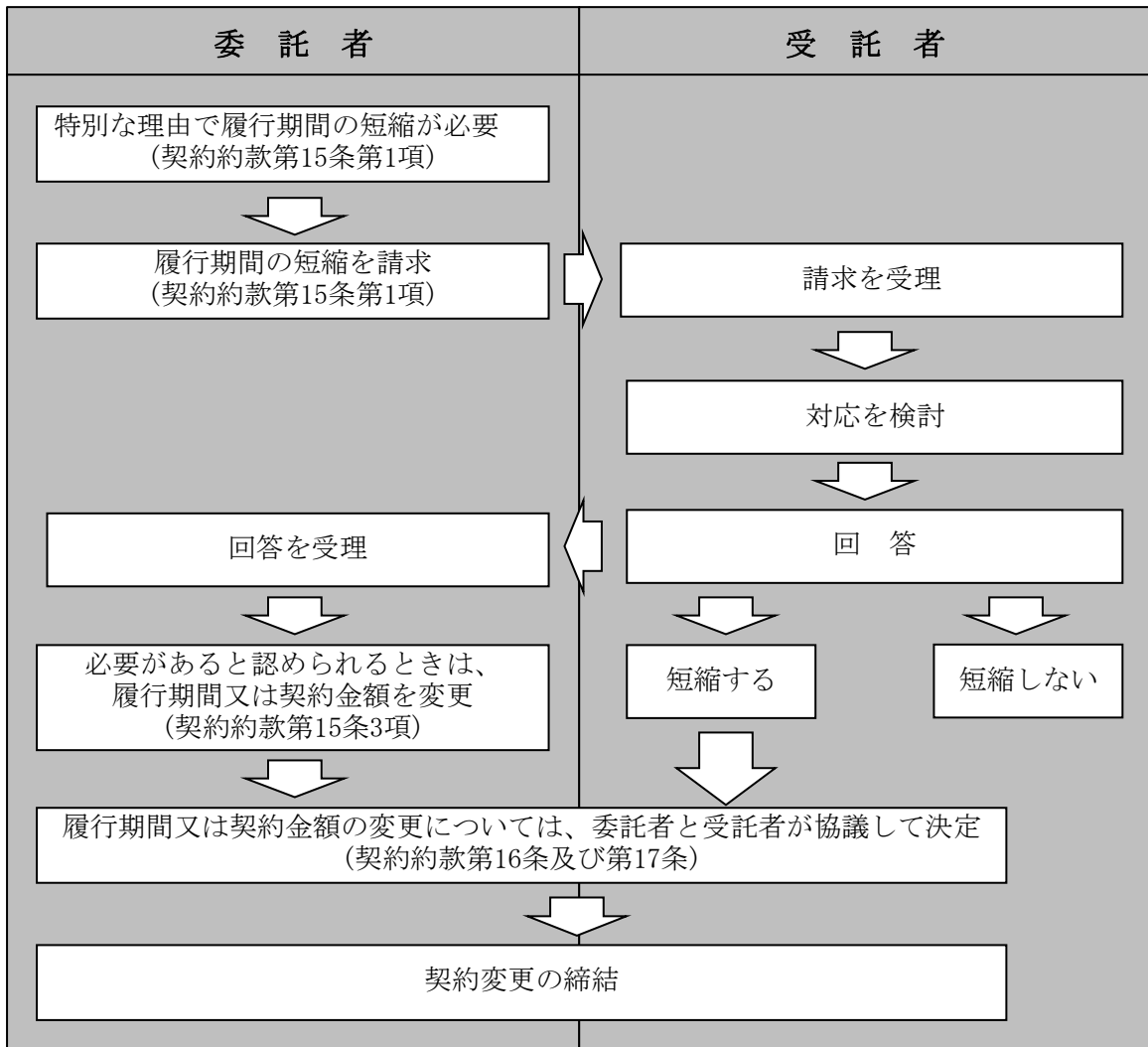
3-4 契約約款第14条関係

- 受託者が自己の責めに帰すことができない事由により作業を完了することができず、その理由を明示して委託者に履行期間の延長を請求するとき。



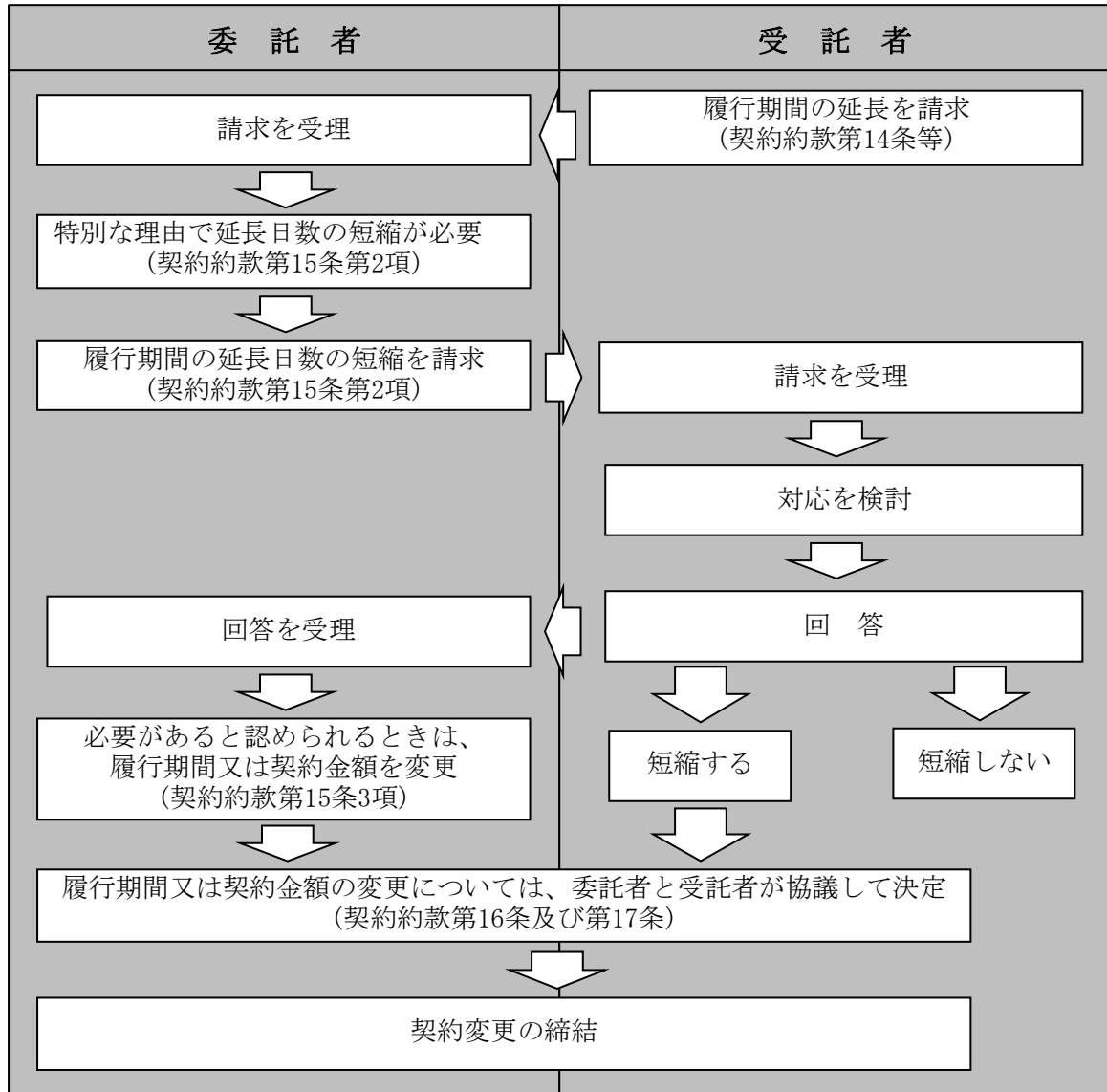
3-5 契約約款第15条第1項関係

- 委託者が、特別な理由により履行期間の短縮を受託者に請求するとき。



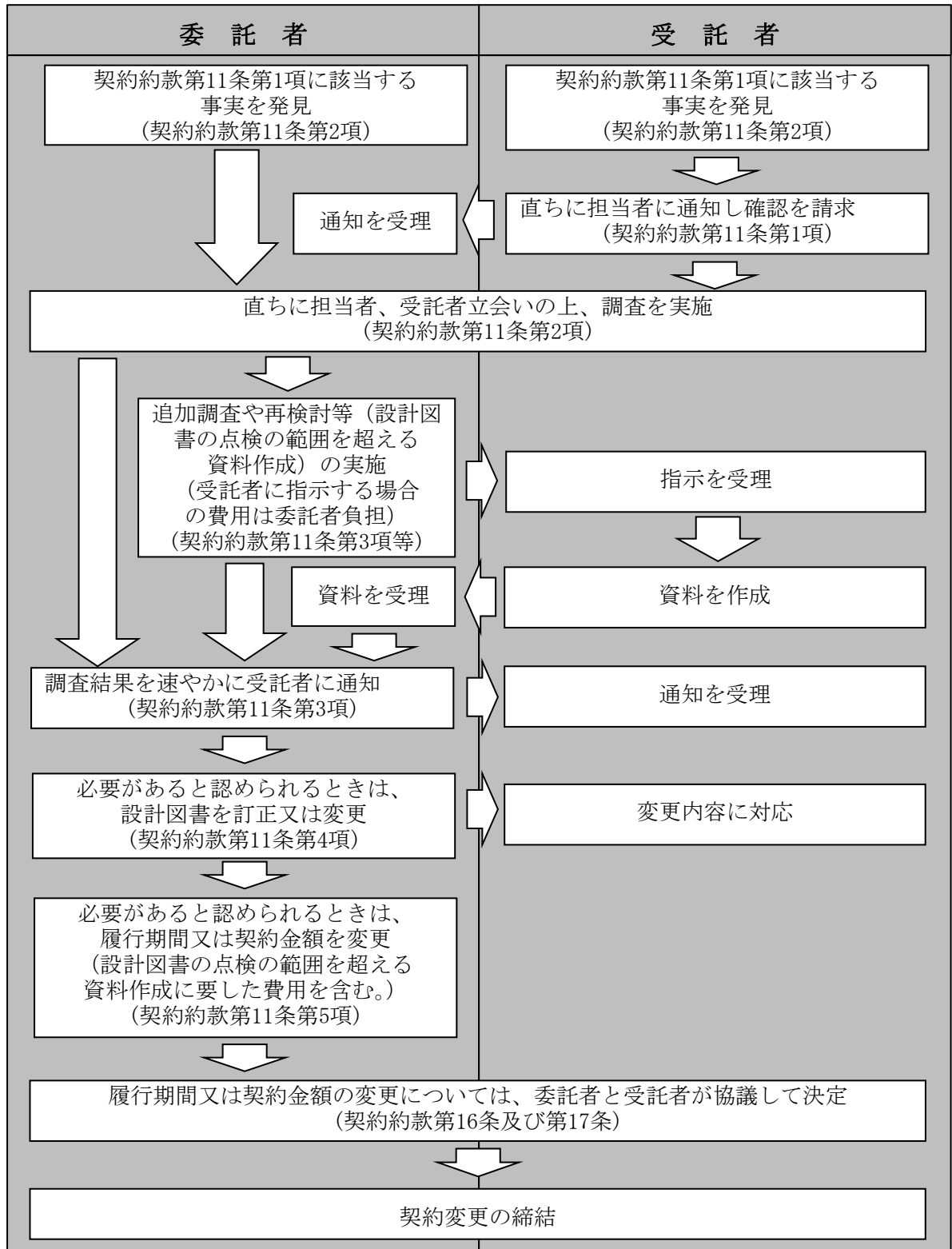
3-6 契約約款第15条第2項関係

- 履行期間を延長すべき場合において、委託者が、特別の理由があることにより、通常必要とされる履行期間に満たない履行期間とすることを受託者に請求したとき。



3-7 契約約款第11条、12条関係

- 受託者が行う「設計図書の点検」の範囲を超える作業を委託者（担当者）が指示した場合
- 「設計図書の点検」の範囲とは、契約約款11条第1項に該当する内容とする。



契 約 約 款

契約約款

(総 則)

- 第 1 条 委託者（以下「委託者」という。）及び受託者（以下「受託者」という。）は、契約書及びこの約款（以下「契約書」という。）に基づき、設計図書（別添の図面及び仕様書（特記仕様書を含む。）をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする作業の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受託者は、契約書記載の作業を契約書記載の履行期間内に完了するものとし、委託者は、その契約代金を支払うものとする。この場合において、履行期間が日数で定められているときは、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に定める休日、12 月 29 日から同月 31 日までの期間、1 月 2 日、同月 3 日、日曜日及び土曜日は、この日数に算入しない。
- 3 施行方法その他作業を完了するために必要な一切の手段（以下「施行方法等」という。）については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受託者がその責任において定める。
- 4 受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この契約書に定める請求、届出、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるものとする。
- 9 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、この契約書又は設計図書に特別の定めがある場合を除き、民法（明治 29 年法律第 89 号）及び商法（明治 32 年法律第 48 号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、委託者の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(資料の貸与等)

- 第 2 条 委託者は、必要があると認めたときは、資料の貸与、提示等適宜の措置を講じるほか必要な指示をすることができる。

(権利義務の譲渡等)

- 第 3 条 受託者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

契約約款

(著作権の譲渡等)

第 4 条 受託者は、成果物が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物（以下本条において「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に委託者に無償で譲渡する。

2 委託者は、成果物が著作物に該当するとしないうにかかわらず、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該成果物が著作物に該当する場合には、受託者が承諾したときに限り、既に受託者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

3 受託者は、成果物が著作物に該当する場合において、委託者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意する。また、委託者は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。

4 受託者は、成果物（作業を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないうにかかわらず、委託者が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、第 1 条第 4 項の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。

5 委託者は、受託者が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第 10 条第 1 項第 9 号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第 12 条の 2 に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受託者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第 5 条 受託者は、作業の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(特許権等の使用)

第 6 条 受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている施行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

2 受託者は、作業の施行にあたり、自己の有する特許権等を使用する場合、その特許権等の使用料を委託者に請求しないものとする。

3 この作業により生じた発明等の成果及び権利については、委託者と受託者とが協議して定める。

(電子計算機の使用)

契約約款

第 7 条 受託者は、作業の施行にあたり、技術計算等に電子計算機を使用する場合は、その設計条件（計算式、土質強度定数等。）について、委託者の承諾を得た上で、使用しなければならない。

（代理人及び主任技術者）

第 8 条 受託者は、代理人及び作業の技術上の管理を担当する主任技術者を定め、その氏名及びその他の必要事項を委託者に通知しなければならない。また、代理人及び主任技術者を変更したときも同様とする。ただし、代理人と主任技術者は、これを兼ねることができる。

2 受託者又は代理人は、業務の管理及び統括を行うほか、契約の履行に関する一切の事項を処理しなければならない。

（履行報告）

第 9 条 受託者は、設計図書に定めるところにより、契約の履行について委託者に報告しなければならない。

（作業関係者に関する措置請求）

第 10 条 委託者は、受託者の使用している者のうち、作業の施行又は管理につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示して、必要な措置をとることを請求することができる。

2 受託者は、前項の規定による請求があったときは、遅滞なく当該請求に係る事項について決定し、その結果を委託者に通知しなければならない。

（条件変更等）

第 11 条 受託者は、委託者の設計図書の表示に不明確な内容があるとき、又はその作業の施行にあたり、重大な支障をもたらすと考えられる事情が生じた場合は、委託者に通知し、その確認を請求しなければならない。

2 委託者は、前項の規定による確認を請求されたとき、又は自ら前項の事実を発見したときは、受託者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受託者が立会いに応じない場合には、受託者の立会いを得ずに行うことができる。

3 委託者は、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後速やかに、その結果を受託者に通知しなければならない。ただし、速やかに通知できないやむを得ない理由があるときは、通知を遅らせることができる。

4 前項の調査の結果において第 1 項の事実が確認された場合において、委託者は、必要があると認められるときは、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

契約約款

- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、委託者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約金額を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第 12 条 委託者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受託者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、委託者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは契約金額を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(作業の中止)

第 13 条 委託者は、必要があると認めるときは、作業を一時中止し又は打切ることができる。この場合において、委託者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは契約金額を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(受託者の請求による履行期間の延長)

第 14 条 受託者は、自己の責めに帰すことができない事由により履行期間内に作業を完了することができないときは、その理由を明示して、委託者に履行期間の延長を請求することができる。

(委託者の請求による履行期間の短縮等)

第 15 条 委託者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮を受託者に請求することができる。

- 2 委託者は、この契約書の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、通常必要とされる履行期間に満たない履行期間とすることを受託者に請求することができる。

- 3 委託者は、前 2 項の場合において、必要があると認められるときは契約金額を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更等)

第 16 条 履行期間の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

(契約金額の変更方法等)

第 17 条 契約金額の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。

- 2 この契約書の規定により、受託者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に委託者が負担する必要な費用の額については、委託者と受託者とが協議して定める。

- 3 前 2 項の協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

契約約款

(一般的損害)

第 18 条 目的物の引渡しの前に生じた損害については、受託者がその費用を負担する。
ただし、その損害（火災保険その他の保険等によりてん補された部分を除く。）のうち委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第 19 条 作業の施行に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、受託者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（火災保険その他の保険等によりてん補された部分を除く。）のうち委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者が負担する。

(検査及び引渡し)

第 20 条 受託者は、作業が完了したときは、直ちに委託者に完了届とともに目的物を提出しなければならない。

- 2 委託者は、受託者から前項の完了届の通知を受けた日から起算して 10 日以内に、検査（以下「完了検査」という。）を行うものとする。
- 3 受託者は、委託者の実施する検査に立ち会わなければならない。
- 4 受託者は、前項の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。
- 5 検査に要する費用及び検査のため変質、変形、消耗又は毀損したものを原状に復する費用は、全て受託者の負担とする。
- 6 目的物の引渡しは、第 2 項の完了検査に合格したときをもって完了するものとし、同時に所有権も受託者から委託者に移転するものとする。

(手直し)

第 21 条 受託者は、前条第 2 項の完了検査に合格しない場合で、委託者が特に 1 回に限り手直しを認めたときは、委託者が指示した期間内にこれを完了しなければならない。

- 2 受託者は、手直しを完了したときは、さらに届け出て検査を受けなければならない。この場合においては、前条第 2 項から第 6 項までの規定を準用する。
- 3 委託者は、手直しが完了しないとき、又はその検査に合格しないときは、履行期間経過後の日数に応じ、受託者から遅延違約金を徴収する。この場合においては、第 31 条第 1 項及び第 2 項の規定を準用する。

(契約代金の支払)

第 22 条 受託者は、第 20 条第 2 項又は第 21 条第 2 項の完了検査に合格したときは、契約代金の支払を請求することができる。

契約約款

- 2 委託者は、受託者から請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に、契約代金を支払わなければならない。

(契約保証金)

第23条 契約保証金は、契約金額が増減されたときは、これに応じて増減するものとする。ただし、既納保証金が未払の契約金額の10分の1以上あるときは、受託者は、更なる納入を要しない。

- 2 委託者は、第20条第2項又は第21条第2項の完了検査に合格したとき、又は第33条第1項若しくは第34条第1項の規定により契約が解除されたときは、受託者の請求により、30日以内に契約保証金を返還する。
- 3 委託者は、契約保証金について、利息を付さない。

(部分使用)

第24条 委託者は、第20条第6項の規定による引渡し前においても、目的物の全部又は一部を受託者の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、委託者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 委託者は、第1項の規定により目的物の全部又は一部を使用したことによって受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払)

第25条 委託者は、契約書で前払金の支払を約した場合において、受託者が公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)と契約書記載の履行期間を保証期限とする同法第2条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結したときは3億6千万円を限度とし、受託者の請求により、契約金額の30パーセントの額(10万円未満の端数は切り捨てる。)を前払金として支払う。

- 2 受託者は、前項の前払金の支払を受けようとするときは、この契約締結後(委託者が別に前払金の請求時期を定めたときは、その時期)に、保証事業会社と締結した保証契約を証する書面(以下「保証証書」という。)を委託者に提出した上で前払金の請求をしなければならない。
- 3 委託者は、前項の請求を受けたときは、遅滞なく第1項の前払金を支払う。
- 4 債務負担行為を伴う作業等の前払金が、当該年度支払限度額を超える場合は、第1項の規定にかかわらず 円を超える額は請求できないものとする。
- 5 前項の規定により、前払金の全部又は一部を支払わなかった場合においては、委託者の定めるところにより、受託者は翌年度以降に前払金の請求ができるものとする。

(契約金額の増減による前払金の追加払又は返還)

契約約款

第 26 条 委託者は、前条第 1 項の規定により前払をした後、設計図書の変更その他の理由により契約金額を変更した場合において、その増減額が著しいため、前払金の額が不相当と認められるに至ったときは、委託者の定めるところにより、前払金を追加払し、又は返還させることがある。

2 受託者は、前項の規定により、委託者が前払金の追加払を認めた場合は、前払金の追加払を請求することができる。

3 受託者は、委託者から第 1 項の規定による前払金の返還請求を受けたときは、当該契約変更の日以後、委託者が指定する日までに返還しなければならない。

4 前項の場合において、受託者が返還期限までに前払金を返還しないときは、返還期限の翌日から返還の日までの日数に応じ、未返還額につき年 5 パーセントの割合（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365 日の割合とする。）で計算した額（100 円未満の端数があるとき、又は 100 円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）を遅延利息として支払わなければならない。

（保証契約の変更）

第 27 条 受託者は、前条第 2 項の規定により、前払金の追加払を受けようとするときは、当該契約変更の日以後、保証契約を変更し、変更後の保証証書を委託者に提出した上で、請求しなければならない。

2 受託者は、前条第 1 項の規定による前払金の返還請求を受けた場合において、保証契約を変更したときは、直ちに変更後の保証証書を委託者に提出しなければならない。

3 受託者は、前払金額の変更を伴わない履行期間の変更が行われた場合には、委託者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

（前払金の用途制限及び返還）

第 28 条 受託者は、前払金をこの作業に必要な経費以外の経費に充ててはならない。

2 受託者は、前項の規定に違反した場合又は保証契約が解約された場合は、既に支払われた前払金を、直ちに委託者に返還しなければならない。

3 受託者は、前項の規定により前払金を返還する場合は、前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、当該返還額に年 5 パーセントの割合（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365 日の割合とする。）で計算した額（100 円未満の端数があるとき、又は 100 円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）を利息として支払わなければならない。

（前払金の不払に対する作業中止）

第 29 条 受託者は、委託者が第 25 条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、作業の全部又は一部の

契約約款

施行を一時中止することができる。この場合において、受託者は、その理由を明示してその旨を直ちに委託者に通知しなければならない。

- 2 委託者は、前項の規定により受託者が作業を中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約金額を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(かし担保)

第 30 条 委託者は、目的物の引渡し完了の日から 1 年間、受託者に対して、その隠れたかしの補正又はその補正に代え若しくは補正とともに損害賠償を請求することができる。ただし、その隠れたかしが、受託者の故意又は重大な過失によると認められる場合には、この期間を 5 年間とする。

(履行遅滞の場合における違約金等)

第 31 条 受託者の責めに帰すべき事由により履行期間内に作業を完了することができない場合において、履行期間経過後相当の期間内に完了する見込みのあるときは、委託者は受託者から遅延違約金を徴収して履行期間を延長することができる。

- 2 前項の遅延違約金の額は、履行遅滞部分に相応する契約金額相当額につき遅延日数に応じ、年 5 パーセントの割合（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても 365 日の割合とする。）で計算した額（100 円未満の端数があるとき、又は 100 円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）とする。
- 3 委託者の責めに帰すべき事由により、第 22 条第 2 項の規定による契約代金の支払が遅れた場合においては、受託者は、未受領金額につき遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定した割合（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても 365 日の割合とする。）で計算した額（100 円未満の端数があるとき、又は 100 円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）の支払を委託者に請求することができる。

(委託者の解除権)

第 32 条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、第 1 号の規定により契約を解除するときは、何ら催告を要しないものとする。

- (1) その責めに帰すべき事由により、履行期間内に作業を完了しないとき、又は履行期間経過後相当の期間内に作業を完了する見込みが明らかでないとき
- (2) 正当な理由がなく、着手を遅延したとき

契約約款

- (3) 前2号に掲げる場合のほか、契約に違反したために契約の目的を達成することができないと認められるとき
 - (4) 第34条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき
 - (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当すると判明したとき
- 2 前項の規定により契約を解除したときは、契約保証金は委託者に帰属する。
 - 3 契約保証金の納付がなく、又はその金額が契約金額の10分の1に充たないときは、受託者は、契約金額の10分の1相当額又は不足額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、検査に合格した既済部分があるときは、これに相応する契約金額相当額を違約金の算定に当たり契約金額から控除する。

(談合その他不正行為による解除)

第32条の2 委託者は、受託者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条第1項に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合については、同法第50条第1項に規定する納付命令）又は同法第66条第4項の規定による審決が確定したとき（同法第77条の規定により、この審決の取消しの訴えが提訴されたときを除く。）。
- (2) 受託者が、公正取引委員会が受託者に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第77条の規定により審決取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- (3) 受託者（受託者が法人の場合については、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項による解除の場合に準用する。

(協議解除)

第33条 委託者は、作業が完了するまでの間は、第32条第1項及び前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、受託者と協議の上、契約を解除することができる。

- 2 委託者は前項の規定により契約を解除したことにより受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受託者の解除権)

第34条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

契約約款

- (1) 第 12 条の規定により設計図書を変更したため契約金額が 3 分の 2 以上減少したとき
- (2) 第 13 条の規定による作業の中止期間が当初の履行期間の 10 分の 5(履行期間の 10 分の 5 が 180 日を超えるときは、180 日) を超えたとき。ただし、中止が作業の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の作業が完了した後 90 日を経過しても、その中止が解除されないとき。ただし、別に定めのある場合は、この限りでない
- (3) 委託者が契約に違反したために契約の履行が不可能となったとき
 - 2 前項第 2 号の場合において、日数の計算は、第 1 条第 2 項の規定を準用する。
 - 3 受託者は、第 1 項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときはその損害の賠償を委託者に請求することができる。

(解除に伴う措置)

- 第 35 条 委託者は、契約が解除された場合においては、既済部分を検査の上、当該検査に合格した部分に対して、相当と認める金額を支払、引渡し目的物があるときは同時にその引渡しを受けるものとする。
- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受託者の負担とする。
 - 3 第 1 項の場合において、第 25 条の規定による前金払をしたときは、当該前払金の額を、第 1 項の規定による支払額から控除する。

なお、受託者は、受領済みの前払金額に余剰があるときは、委託者の指定する日までに委託者に返還しなければならない。この場合においては、第 26 条第 4 項の規定を準用する。

(賠償の予定)

- 第 36 条 受託者は、この契約に関して、第 32 条の 2 第 1 項各号のいずれかに該当するときは、委託者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を支払わなければならない。作業が完了した後も同様とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
- (1) 第 32 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 2 号のうち、審決の対象となる行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項第 3 号および不公正な取引方法（昭和 57 年 6 月 18 日公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売の場合、その他委託者が特に認める場合
 - (2) 第 32 条の 2 第 1 項第 3 号のうち、受託者が刑法第 198 条の規定による刑が確定した場合
 - 2 前項の規定は、委託者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

契約約款

(相 殺)

第 37 条 委託者は、受託者に対して有する金銭債権があるときは、受託者が委託者に対して有する保証金返還請求権、契約代金請求権及びその他の債権と相殺し、不足があるときは、これを追徴する。

(情報通信の技術を利用する方法)

第 38 条 この契約書において書面により行われなければならないこととされている請求、届出、報告、申出、承諾及び解除は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(補 則)

第 39 条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて委託者と受託者とが協議して定める。

(暴力団等廃除に関する特約条項)

第 40 条 暴力団等排除に関する特約条項については、別紙に定めるところによる。